

# 戦争被害者への謝罪と補償、責任者の処罰

アジア太平洋戦争では、多くの人々が多大の犠牲や損害をこうむった。特に日本が関係する範囲では、その戦後処理は今なお解決しないまま放置されている。戦後処理の問題について理解を深めよう。

## 日本国民の被害

日本の国内では、戦争最優先の「国家総動員」体制により著しく物資が窮乏し、また治安維持法により言論が厳しく弾圧された。また主としてアメリカ軍の攻撃により多くの損害が発生し、多くの日本国民が犠牲になった。



## 沖縄の「平和の礎」

沖縄戦の全犠牲者約 20 万人の氏名を国籍や軍民の区別なく刻んでいる。

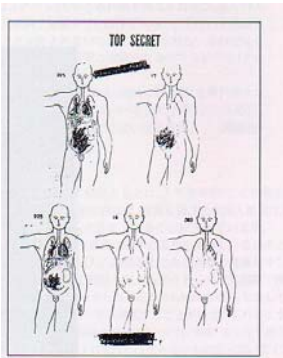
国民生活への影響	国民精神総動員運動と国家総動員法、大政翼賛会と産業報国会教育勅語の神聖化、学徒動員・学徒出陣、切符配給制と学童疎開 学問・言論・思想に対する弾圧
米軍による損害	各都市への空襲（東京大空襲など）、沖縄戦、原子爆弾の投下
ソ連軍による損害	満州居留民への残虐行為、シベリア抑留、中国残留孤児

## 日本国の加害行為

一方、これらの被害の背景には、日本の政府や軍隊による近隣諸国に対する多大の加害行為があった。そのなかには細菌や毒ガスを用いた兵器の製造（国際法違反）や、捕虜の虐殺（戦争犯罪）がある。また日本政府は占領地の軍隊に対して食料などは現地で調達するよう命じ

細菌兵器の開発と実戦使用	関東軍 731 部隊などの施設における人体実験・生体解剖
毒ガス兵器の製造と実戦使用	広島県大久野島の工場での毒ガス製造、中国大陸各地への遺棄
強制連行・強制労働	朝鮮半島での募集や中国大陸での拉致により農民らを国内に移送。 中国人は約 4 万人が国内 135 ヶ所に連行され、奴隷労働を強制され 反乱事件や逃亡も発生した（花岡事件、劉連仁の逃避行など）。
「従軍慰安婦」	若い女性を騙して戦地に連行し、売春を強制したり、強姦した。
住民虐殺・強姦・無差別爆撃	南京大虐殺、平頂山事件、無差別爆撃、華僑虐殺など。
三光作戦	「殺しつくす、焼きつくす、奪いつくす」作戦で徹底的に収奪。
皇民化政策	創氏改名、日本語使用の強制、神社参拝の強制など。
アヘン政策	中国人にアヘン中毒を広げ、アヘンを高価で買わせて資金を調達。

ため、軍占領地では兵士による略奪が横行した。また女性に対する暴力も凄惨をきわめた。



731 部隊が行っていた人体実験の記録。

## 責任者の処罰

第二次世界大戦は、戦後に責任者に対する国際軍事裁判が行われた点で、それ以前の戦争と大きく異なっている。日本の同盟国であったドイツでは、1945 年から翌年にかけて「**ニュルンベルク裁判**」という国際軍事裁判がひらかれ、侵略戦争の計画や加担あるいは戦争犯罪や非人道的な犯罪を犯したことを理由にして、元ナチス党の幹部や政府高官など 24 人が裁判にかけられ、半数の 12 人が死刑に処せられた。

日本では、ポツダム宣言（第 10 項）に基づいて、1946 年から 48 年にかけて



東京で「**極東国際軍事裁判（東京裁判）**」【**写真**】が、またアジア各地でいわゆる「**BC級戦犯裁判**」がひらかれた。東京裁判では「平和に対する罪（侵略戦争の計画など）」・「通例の戦争犯罪（捕虜の虐待など）」および「人道に対する罪（大量虐殺など）」で、東条英機元首相をはじめとする

軍や政府の高官など 28 人が裁かれ、うち 7 人が死刑に処せられた。しかし「東京裁判」では、アメリカの方針で戦前日本における最高権力者であった昭和天皇は免責されたほか、関東軍 731 部隊の戦争犯罪や「従軍慰安婦」も裁かれなかった。また「BC級戦犯裁判」では、本来ならば日本の植民地支配の犠牲者でもある朝鮮人や台湾人が理不尽にも日本軍人として裁かれるという悲劇も起こった（なお、「東京裁判は勝者による報復裁判だ」等の意見もあるが、サンフランシスコ平和条約で日本は東京裁判を受諾している）。

### 被害者への謝罪と補償

ドイツは戦後、被害国に対して「**永遠に謝り続ける**」との決意で、真剣な謝罪を繰り返している（1970 年ブラント首相のユダヤ人居住区跡での献花【**写真**】や、1985 年ヴァイツゼッカー

一大統領の演説が有名。また 2004 年には首都ベルリン中心部の 2 万㎡の広大な敷地に、2711 基におよぶ巨大な慰霊碑群を建設した）。また「連邦援護法」や「連邦補償法」などの法律や「記憶・責任・未来」基金（総額 100 億マルク）の創設により被害者への補償にも積極的に取り組んでいる。さらに戦争犯罪人の捜索・裁判・処罰を現在でも続けている（ドイツでは計画的殺人には時効がない。またユダヤ人虐殺の事実を否定する言論は禁止されている）。



この点で日本はドイツと対照的である。たとえば日本の首相が中国や韓国で謝罪の言葉を述べることはあるが、他の政治家が中国や韓国を侮辱する発言を繰り返したり、歴史を歪曲する言論が放置されていること等が原因で「本心からの謝罪」とは理解されていない。また日本政府は、在外資産の放棄や経済援助などの形での事実上の賠償のほかには、1951 年のサンフランシスコ平和条約で「政府や国民の賠償請求権は相互に放棄する」趣旨の規定があることを理由に、被害国民への個人補償には応じない態度を続けている。また軍人恩給や被爆者援護などを除き日本人被害者にも補償していない。1982 年の歴史教科書の検定（教科書としての使用を審査する手続）で、文部省がアジア侵略に関する記述をあいまいにする修正意見を発したことが報道されると、韓国や中国では日本の加害行為に対する謝罪と補償を求める運動が湧き起こり、1990 年代にかけて韓国や中国の戦争被害者が日本の政府や企業に対する裁判を次々と起こした。しかし日本の裁判所は、その事実は認めたものの補償請求についてはいっさい退ける判決を出し続けており、韓国や中国では怒りが広がっている。